

知多北部広域連合選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程

(平成17年8月30日 選管告示第3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、知多北部広域連合個人情報保護条例（平成17年知多北部広域連合条例第2号。以下「条例」という。）第53条の規定に基づき、知多北部広域連合選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の保護)

第2条 知多北部広域連合選挙管理委員会が保有する個人情報の保護については、広域連合長が保有する個人情報の保護の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。